

鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱の一部改正について

鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>第 1、2 条 略</p> <p>(適用対象業務)</p> <p>第 3 条 この要綱は、委託対象設計金額が <u>200 万円</u>以上の測量等業務（以下「適用対象業務」という。）の入札について適用する。</p> <p>2 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(成果品重点確認落札者の義務)</p> <p>第 5 条 発注機関は、成果品重点確認落札者（共同企業体（現存する 2 以上の事業者が共同して測量等業務を履行するために用いる共同経営の方式をいう。以下同じ。）として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）に対して、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、同表の右欄に定める資格を有する同表の中欄に定める技術者（以下「重点配置技術者」という。）をそれぞれ配置させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発注業種</th> <th style="text-align: center;">技術者</th> <th style="text-align: center;">資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務</td> <td>主任技術者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>土木関係建設 コンサルタン ト業務</td> <td>管理技術者 照査技術者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地質調査業務</td> <td><u>主任</u>技術者 照査技術者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償関係コン サルタント業 務</td> <td>主任担当者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>照査技術者</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>第 6、7 条 略</p> <p>(重点配置技術者調書の提出)</p> <p>第 8 条 発注機関は成果品重点確認落札予定者に対して、別記様式による重点配置技術者調書（次のアからウに掲げる全ての要件を満たすものに限る。）を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場</p>	発注業種	技術者	資 格	測量業務	主任技術者	略	土木関係建設 コンサルタン ト業務	管理技術者 照査技術者	略	地質調査業務	<u>主任</u> 技術者 照査技術者	略	補償関係コン サルタント業 務	主任担当者	略	照査技術者	略	<p>第 1、2 条 略</p> <p>(適用対象業務)</p> <p>第 3 条 この要綱は、委託対象設計金額が <u>100 万円</u>以上の測量等業務（以下「適用対象業務」という。）の入札について適用する。</p> <p>2 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(成果品重点確認落札者の義務)</p> <p>第 5 条 発注機関は、成果品重点確認落札者（共同企業体（現存する 2 以上の事業者が共同して測量等業務を履行するために用いる共同経営の方式をいう。以下同じ。）として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）に対して、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、同表の右欄に定める資格を有する同表の中欄に定める技術者（以下「重点配置技術者」という。）をそれぞれ配置させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発注業種</th> <th style="text-align: center;">技術者</th> <th style="text-align: center;">資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務</td> <td>現場代理人 主任技術者 照査技術者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>土木関係建設 コンサルタン ト業務</td> <td>管理技術者 照査技術者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地質調査業務</td> <td>現場代理人 管理技術者 照査技術者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償関係コン サルタント業 務</td> <td>主任担当者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>照査技術者</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>第 6、7 条 略</p> <p>(重点配置技術者調書の提出)</p> <p>第 8 条 発注機関は成果品重点確認落札予定者に対して、別記様式による重点配置技術者調書（次のアからウに掲げる全ての要件を満たすものに限る。）を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場</p>	発注業種	技術者	資 格	測量業務	現場代理人 主任技術者 照査技術者	略	土木関係建設 コンサルタン ト業務	管理技術者 照査技術者	略	地質調査業務	現場代理人 管理技術者 照査技術者	略	補償関係コン サルタント業 務	主任担当者	略	照査技術者	略
発注業種	技術者	資 格																																	
測量業務	主任技術者	略																																	
土木関係建設 コンサルタン ト業務	管理技術者 照査技術者	略																																	
地質調査業務	<u>主任</u> 技術者 照査技術者	略																																	
補償関係コン サルタント業 務	主任担当者	略																																	
	照査技術者	略																																	
発注業種	技術者	資 格																																	
測量業務	現場代理人 主任技術者 照査技術者	略																																	
土木関係建設 コンサルタン ト業務	管理技術者 照査技術者	略																																	
地質調査業務	現場代理人 管理技術者 照査技術者	略																																	
補償関係コン サルタント業 務	主任担当者	略																																	
	照査技術者	略																																	

改正後

改正前

合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の午後3時（発注機関が別途指定した場合にあっては、指定した日時）までに提出させるものとする。また、調達公告にその旨記載し、提出がない場合は、その者の入札を無効とする。ただし、鳥取県の入札において、重点配置技術者調書を提出せず入札の無効を繰り返すなど悪質性が高い場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県土整備部長通知）に基づき資格停止等を行う場合がある。

ア～ウ 略

2 略

第9、10条 略

（履行確認等の強化）

第11条 発注機関は、成果品重点確認業務の履行確認を強化し、成果品の品質確保を図るために、次に掲げる措置をとるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 現地作業を伴う業務における履行確認の強化

現地作業又は調査（以下、「作業等」という。）を行う場合は、次の表の左欄に掲げる業種に応じ、同表の右欄に定める技術者（複合業務の場合は、作業等の内容に応じた業種の技術者とする。）が現場に常駐し、原則として作業等の翌日（その日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1号第1項に規定する県の休日（以下、「休日」という。）の場合は、その直後の休日でない日）の午後4時までに日報（技術者の常駐が確認できる写真を添付したものとする。）を共通仕様書等に定める方法により提出させるものとする。

この場合において、受注者の責めに帰すべき理由により提出が遅延した場合は、調査職員が文書により改善を指示し、改善されない場合は、鳥取県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号鳥取県土整備部長通知）に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、評定点を3点減点する。

業種	技術者
測量業務	主任技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	主任技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者

合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の正午までに提出させるものとする。また、調達公告にその旨記載し、提出がない場合は、その者の入札を無効とする。ただし、鳥取県の入札において、重点配置技術者調書を提出せず入札の無効を繰り返すなど悪質性が高い場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県土整備部長通知）に基づき資格停止等を行う場合がある。

ア～ウ 略

2 略

第9、10条 略

（履行確認等の強化）

第11条 発注機関は、成果品重点確認業務の履行確認を強化し、成果品の品質確保を図るために、次に掲げる措置をとるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 現地作業を伴う業務における履行確認の強化

現地作業又は調査（以下、「作業等」という。）を行う場合は、次の表の左欄に掲げる業種に応じ、同表の右欄に定める技術者（複合業務の場合は、作業等の内容に応じた業種の技術者とする。）が現場に常駐し、原則として作業等の翌日（その日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1号第1項に規定する県の休日（以下、「休日」という。）の場合は、その直後の休日でない日）の午後4時までに日報（技術者の常駐が確認できる写真を添付したものとする。）を共通仕様書等に定める方法により提出させるものとする。

この場合において、受注者の責めに帰すべき理由により提出が遅延した場合は、調査職員が文書により改善を指示し、改善されない場合は、鳥取県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号鳥取県土整備部長通知）に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、評定点を3点減点する。

業種	技術者
測量業務	主任技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者

別記様式（第8条関係）

重点配置技術者調書

提出日 年 月 日

別記様式（第8条関係）

重点配置技術者調書

提出日 年 月 日

改正後

改正前

当業務について、以下の者を重点配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。
 なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

当業務について、以下の者を重点配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。
 なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所
 商号又は名称
 代 表 者

印

業務名：

住 所
 商号又は名称
 代 表 者

印

重点配置技術者の区分

配 置 技 術 者	担 当 技 術 者	主任技術者、管理技術者 又は主任担当者	照 査 技 術 者
重点配置技術者氏名			
<u>(削除)</u>			
調 達 公 告 で 定 め る 特 定 資 格	名称 () 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 年 月 日登録 登録番号 ()
調 達 公 告 で 定 め る 同 種 業 務 履	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	業 務 場 所		
	履 行 期 間		
	業 務 委 託 料		
	受 注 形 態		

重点配置技術者の区分

配 置 技 術 者	現場代理人又は 担当技術者	主任技術者、管理技術者 又は主任担当者	照 査 技 術 者
重点配置技術者氏名			
継 続 雇 用 期 間	年 月 (年 月 日採用～ 応募書類提出締切 日)	年 月 (年 月 日採用～応 募書類提出締切日)	年 月 (年 月 日採用～応 募書類提出締切日)
調 達 公 告 で 定 め る 特 定 資 格	名称 () 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 年 月 日登録 登録番号 ()	名称 () 年 月 日登録 登録番号 ()
調 達 公 告 で 定 め る 同 種 業 務 履	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	業 務 場 所		
	履 行 期 間		
	業 務 委 託 料		
	受 注 形 態		

改正後					改正前				
行 実 績	配置技術者又は 担当技術者区分				行 実 績	配置技術者又は 担当技術者区分			
	業 務 内 容					業 務 内 容			
	業 務 の 規 模 等					業 務 の 規 模 等			
	業 務 の 技術的特記事項					業 務 の 技術的特記事項			

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。